

○富士市屋外広告物条例施行規則

平成23年12月14日

規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、富士市屋外広告物条例（平成23年富士市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特別規制地域の区分)

第2条 条例第3条の特別規制地域について条例第6条第1項から第3項まで及び条例第11条に規定する規則で定める基準を定める場合においては、地域の特性に応じた規制を行うため、特別規制地域を、第1種特別規制地域及び第2種特別規制地域に区分するものとする。

2 第1種特別規制地域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 条例第3条第1号から第6号までに規定する区域
- (2) 条例第3条第7号に規定する区域のうち静岡県自然環境保全条例（昭和48年静岡県条例第9号）第13条第1項の規定により指定された特別地区の区域

3 第2種特別規制地域は、第1種特別規制地域以外の特別規制地域の区域とする。

(普通規制地域の区分)

第3条 条例第5条の普通規制地域について条例第6条第1項から第3項まで及び条例第11条に規定する規則で定める基準を定める場合においては、地域の特性に応じた規制を行うため、普通規制地域を、第1種普通規制地域及び第2種普通規制地域に区分するものとする。

2 第1種普通規制地域は、第2種普通規制地域以外の普通規制地域の区域とする。

3 第2種普通規制地域は、条例第5条第1号に規定する地域のうち次に掲げる区域とする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた商業地域のうち市長が指定する区域
- (2) 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域のうち市長が指定する区域

(経過措置)

第4条 一の地域又は場所が、第2種特別規制地域から第1種特別規制地域に変更になった際又は第2種普通規制地域から第1種普通規制地域に変更になった際にその地域内において適法に表示している屋外広告物（以下「広告物」という。）又は設置している広告

物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）については、当該変更のあった日から起算して3年間（表示している広告物又は設置している掲出物件が条例第4条第3項各号に掲げる広告物又は掲出物件である場合にあっては、6月間）は、別表第1又は別表第2の規定にかかわらず、引き続き表示し、又は設置することができる。

（適用除外の基準）

第5条 条例第6条第1項第2号及び第4号、同条第2項第1号から第3号まで、第6号及び第9号並びに同条第3項第1号の規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。

（整備地区の指定）

第6条 条例第7条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 整備地区（条例第7条第1項に規定する整備地区をいう。以下同じ。）の名称
- （2） 整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）

第7条 市長は、整備地区を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を公告し、当該整備地区の指定の案（以下「指定案」という。）を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- （1） 区域
- （2） 名称
- （3） 基本方針
- （4） 整備基準（条例第7条第2項に規定する整備基準をいう。）
- （5） 指定案の縦覧場所

2 前項の規定による公告があったときは、当該整備地区の住民、当該整備地区において広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者、広告物又は掲出物件を管理する者及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定案について、市長に意見書を提出することができる。

3 前2項の規定は、整備地区の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

第8条 市長は、条例第28条第1号の規定により、整備地区の指定又はその指定の変更若しくは解除について富士市景観審議会（以下この条において「審議会」という。）に意見を聴こうとするときは、前条第2項の規定により提出された意見書（同条第3項の規定により準用される場合を含む。）の要旨を審議会に提出するものとする。

（許可の申請等）

第9条 条例第10条第1項の申請書は、屋外広告物許可申請書（第1号様式）とする。

- 2 条例第10条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 広告物の表示又は掲出物件の設置の期間
 - (2) 工事施行者の住所及び氏名（法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）並びに工事施行者が屋外広告業を営む者である場合にあっては、その者の屋外広告業の登録番号
 - (3) 工事着手予定年月日及び工事完了予定年月日
- 3 条例第10条第2項第4号の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。
- (1) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、その所有者又は管理者の承諾を証する書面又はその写し
 - (2) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の周辺の状況を示す写真
 - (3) その他市長が必要と認める図書
- 4 市長は、条例第10条第1項に規定する申請を許可したときは、屋外広告物許可書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。
- （許可の基準）

第10条 条例第11条の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

（許可の期間の更新の申請等）

第11条 条例第13条第2項の申請は、屋外広告物許可期間更新申請書（第3号様式）を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、表示している広告物又は設置している掲出物件が条例第4条第3項各号に掲げる広告物又は掲出物件である場合にあっては、この限りでない。

- (1) 申請前1月以内に撮影した広告物又は掲出物件の写真
- (2) 申請前3月以内に行った屋外広告物点検報告書（第4号様式）
- (3) その他市長が必要と認める図書

3 第15条の堅ろうな広告物又はこれを掲出する物件について第1項の申請をする場合においては、前項第2号の規定により添付しなければならない屋外広告物点検報告書の点検実施者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号。以下「県条例」という。）第24条第1項第1号又は第4号に掲げる者
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士の資格を有する者であつて、県条例第24条第1項第2号又

は第3号に掲げるもの

(3) 前2号に掲げる者と同等以上の広告物及び掲出物件の点検に係る知識を有するものとして市長が別に定める者

4 市長は、第1項の申請を許可したときは、屋外広告物許可期間更新通知書(第5号様式)を申請者に交付するものとする。

(一部改正〔平成31年規則20号〕)

(変更等の許可の申請等)

第12条 条例第14条第1項の規定による変更又は改造の許可の申請は、屋外広告物変更(改造)許可申請書(第6号様式)を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 案内図

(2) 変更又は改造の前後を比較できる仕様書及び設計図

(3) 変更又は改造の前後を比較できる色彩及び意匠を表す図面

(4) 広告物又は掲出物件の写真

(5) その他市長が必要と認める図書

3 市長は、第1項の申請を許可したときは、屋外広告物変更(改造)許可書(第7号様式)を申請者に交付するものとする。

(軽微な変更等)

第13条 条例第14条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるものとする。

(1) 広告物又は掲出物件の色彩、意匠又は形状に変更を加えない程度に修繕し、補強し、又は塗り変えること。

(2) 広告物又は掲出物件の位置及び形状を変更することなく、興行等の内容を表示する広告物を定期的に変更すること。

(許可の証票等)

第14条 条例第15条の規則で定める許可の証票は、屋外広告物許可証(第8号様式)によるものとする。

2 条例第15条ただし書の規則で定める許可の証印は、屋外広告物許可済証印(第9号様式)によるものとする。

(堅ろうな広告物等)

第15条 条例第17条第1項の規則で定める堅ろうな広告物又はこれを掲出する物件は、

鉄骨造り、石造りその他耐久性能を有する構造により築造された広告塔、広告板その他これらに類するもののうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定により確認を要するもの又はこれに類するものとする。

（届出）

第16条 条例第18条第1項の規定による届出は、堅ろうな広告物等の管理者設置（変更）届出書（第10号様式）を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、条例第17条第2項各号に掲げる者に該当することを証する書面又はその写しを添付しなければならない。

3 条例第18条第2項の規定による届出は、屋外広告物設置者変更届出書（第11号様式）を提出して行うものとする。

4 条例第18条第3項の規定による届出は、屋外広告物設置者・堅ろうな広告物等の管理者の住所、氏名等変更届出書（第12号様式）を提出して行うものとする。

5 条例第18条第4項の規定による届出は、屋外広告物滅失届出書（第13号様式）を提出して行うものとする。

6 条例第19条第2項の規定による届出は、屋外広告物除却届出書（第14号様式）を提出して行うものとする。

（違反広告物等である旨の表示）

第17条 条例第22条第1項の表示は、第15号様式又は第16号様式による標章を貼り付け、又は取り付けて行うものとする。

2 条例第22条第2項の表示は、第17号様式又は第18号様式による標章を貼り付け、又は取り付けて行うものとする。

（保管した広告物等の公示方法）

第18条 条例第24条第2項第2号の規則で定める方法は、市のウェブサイトに掲載するものとする。

（保管した広告物等の一覧簿等）

第19条 条例第24条第3項の規則で定める書類は、保管広告物又は掲出物件一覧簿（第19号様式）によるものとする。

2 条例第24条第3項の規則で定める場所は、富士市役所都市整備部建築土地対策課内とする。

（一部改正〔令和4年規則23号〕）

（競争入札における掲示事項）

第20条 条例第25条第4項及び第5項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 入札執行の場所及び日時
- (2) その他市長が必要と認める事項
(受領書)

第21条 条例第26条の規則で定める書類は、受領書（第20号様式）によるものとする。

(身分証明書)

第22条 条例第27条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（第21号様式）によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
(静岡県屋外広告物条例施行細則の廃止)
- 2 静岡県屋外広告物条例施行細則（平成11年富士市規則第12号）は、廃止する。

附 則（平成24年5月30日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月28日規則第6号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の富士市屋外広告物条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）第4号様式の規定は、この規則の施行の日以後に行う新規則第11条第2項第2号の規定による点検について適用し、同日前に行った改正前の富士市屋外広告物条例施行規則第11条第2項第2号の規定による点検については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日規則第20号）

- 1 この規則は、平成32年4月1日から施行する。
- 2 改正後の富士市屋外広告物条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）第11条第3項及び第4号様式の規定は、この規定の施行の日以後に行う新規則第11条第2項第2号の規定による点検について適用し、同日前に行った改正前の富士市屋外広告物条例施行規則第11条第2項第2号の規定による点検については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日規則第40号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和4年3月30日規則第23号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

1 条例第6条第1項第2号の基準

(1) 共通基準

- ア 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- イ 著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥離していないものであること。
- ウ 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- エ 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- オ 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- カ 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- キ 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものではないこと。
- ク 高速自動車国道第一東海自動車道及び高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（トンネルの区間を除く。）から200メートル以内の特別規制地域の区域に表示する場合にあつては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

(2) 個別基準

広告物等の種類		第1種特別規制地域において表示し、又は設置する場合（禁止物件に表示し、又は設置する場合を含む。）	第2種特別規制地域において表示し、又は設置する場合（禁止物件に表示し、又は設置する場合を含む。）	第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合（禁止物件に表示し、又は設置する場合を含む。）	第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合（禁止物件に表示し、又は設置する場合を含む。）	特別規制地域及び普通規制地域以外の地域において禁止物件に表示し、又は設置する場合
広告塔、広	野立てのもの	(1) 高さは、広告塔	(1) 高さは、広告塔	(1) 高さは、広告塔	(1) 高さは、広告塔	(1) 高さは、広告塔
		は、広告塔	下、広告板にあつては地上5メートル以下である			

<p>告板その他これらに類するもの</p>		<p>にあつては地上10メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。</p> <p>(2) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面につき30平方メートル以内とする。</p>	<p>こと。</p> <p>(2) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面につき30平方メートル以内とする。</p>
<p>建築物を利用するもの</p>	<p>屋上に設置するもの</p>	<p>(1) 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、5メートル以下であること。</p> <p>(2) 建築物</p>	<p>(1) 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、7メートル以下であること。</p> <p>(2) 建築物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>(3) 木造建築物の棟の上には、設置しないもの</p>
		<p>(1) 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、10メートル以下であること。</p> <p>(2) 建築物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>(3) 木造建築物の棟の上には、設置しないもの</p>	<p>(1) 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、10メートル以下であること。</p> <p>(2) 建築物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>(3) 木造建築物の棟の上には、設置しないもの</p>

		<p>の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>(3) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。</p>	<p>であること。</p>	<p>のであること。</p>
壁面から突き出すもの	<p>(1) 表示面積は、1面につき20平方メートル以内とし、外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。</p> <p>(2) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(3) 上端は、壁面を越えないものであること。</p>	<p>(1) 外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。</p> <p>(2) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(3) 上端は、壁面を越えないものであること。</p>		
壁面を利用するもの	<p>(1) 壁面の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(2) 壁面の1面の面積が300平方メー</p>	<p>(1) 1面の表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メー</p>		

		<p>トル以上の場合においては、表示面積は、その壁面面積の10分の1以内であること。ただし、壁面面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合は、60平方メートル以内とする。</p> <p>(3) 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>(4) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>	<p>(2) 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>(3) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>
工作物等を利用するもの	<p>塀を利用するもの</p>	<p>(1) 塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その塀の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合は、15平方メートル以内とする。</p> <p>(2) 塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その塀の面積の10分の1以内であること。ただし、塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合は、60平方メートル以内とする。</p> <p>(3) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>(1) 1面の表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合は、15平方メートル以内とする。</p> <p>(2) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
	アーケードに添加するもの		<p>(1) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横1.35メートル以下、幅0.3メートル以下とし、同一街区内においては同一規格であること。</p> <p>(2) 下端は、地上2.5メートル以上で</p>

			あること。
	電柱、街灯柱その他これらに類するもの（消火栓標識柱を除く。）を利用するもの	<p>(1) 突き出すもの</p> <p>ア 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。</p> <p>イ 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>ウ 個数は、1本につき1個であること。</p> <p>(2) 巻き付けるもの</p> <p>1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。</p>	
	消火栓標識柱を利用するもの（つり下げのものに限る。）	<p>(1) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。</p> <p>(2) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(3) 個数は、1本につき1個であること。</p>	
貼り紙、貼り札、立看板その他これらに類するもの	壁面又は塀を利用するもの	<p>(1) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合においては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(2) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつ</p>	<p>(1) 1面の表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合においては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(2) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓そ</p>

		<p>ては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(3) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(4) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>の他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(3) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
その他 の広告 物等	アドバルーン 広告幕及び広 告網	<p>表示規格は、縦20メートル以下、横1.5メートル以下で、ロープの長さは、取付箇所から50メートル以下であること。</p> <p>(1) 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>(2) 壁面又は塀を利用するもの ア 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。 イ 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。 ウ 壁面を利用する場合において</p>	<p>(1) 道路を横断するもの の 幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>(2) 壁面又は塀を利用するもの ア 1面の表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。 イ 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、か</p>

	<p>は、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>エ 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>つ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>ウ 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
のぼり	<p>(1) 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。</p> <p>(2) 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、相互の間隔は、5メートル以上であること。</p>	

2 条例第6条第1項第4号の基準

- (1) 表示面積は、表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の5分の1以内で、かつ、0.5平方メートル以内であること。
- (2) 個数は、1施設又は1物件につき1個であること。

3 条例第6条第2項第1号の基準

(1) 共通基準

高速自動車国道第一東海自動車道及び高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（トンネルの区間を除く。）から200メートル以内の区域にあつては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

(2) 個別基準

ア 特別規制地域において表示し、又は設置する場合

一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が5平方メートル以内であること。

イ 普通規制地域において表示し、又は設置する場合

(ア) 第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合

一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が10平方メー

トル以内であること。

(イ) 第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合

一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が20平方メートル以内であること。

4 条例第6条第2項第2号の基準

表示面積は、一の土地又は物件につき5平方メートル以内であること。

5 条例第6条第2項第3号の基準

(1) 工事の期間中に限り表示するものであること。

(2) 設計者、工事施行者、工事監理者等の氏名、名称、店名又は商標を表示する場合（法令の規定に基づき表示する場合を除く。）においては、表示面積は、表示方向から見た場合における当該板塀その他これに類する仮囲いの外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の20分の1以内であること。

6 条例第6条第2項第6号の基準

(1) 電車に表示するもの

ア 側面に表示する場合の表示規格は、縦0.45メートル以下、横0.6メートル以下で、側面につき各2個以内であること。

イ 前面及び後面に表示する場合の表示規格は、縦0.41メートル以下、横0.25メートル以下で、前面及び後面につき各1個であること。

(2) 乗合自動車に表示するもの

ア 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に基づく登録を受けた乗合自動車のうちその使用の本拠の位置が富士市の区域以外の区域内に存するものに表示するもの

当該使用の本拠の位置が存する区域に適用される屋外広告物に関する条例の規定に従って適法に表示されているものであること。

イ アに掲げるもの以外のもの

(ア) 側面に表示する場合の表示規格は、縦0.6メートル以下、横1.2メートル以下で、側面につき各2個以内であること。

(イ) 後面に表示する場合の表示規格は、縦0.45メートル以下、横1.2メートル以下で、1個であること。

7 条例第6条第2項第9号の基準

(1) 野立てのもの

ア 高さは、地上5メートル以下であること。

イ 表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。

(2) 壁面又は塀を利用するもの

表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。

8 条例第6条第3項第1号の基準

(1) 共通基準

ア 物件の両端等から突き出ないものであること。

イ 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。

ウ 著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥離していないものであること。

エ 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。

オ 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。

カ 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。

キ 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。

ク 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

ケ 高速自動車国道第一東海自動車道及び高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（トンネルの区間を除く。）から200メートル以内の区域にあつては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

(2) 個別基準

ア 第1種特別規制地域、第2種特別規制地域又は第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合

(ア) 表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その平面の面積の5分の1以内であること。ただし、その平面の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。

(イ) 表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その平面の面積の10分の1以内であること。ただし、その平面の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。

イ アに掲げる地域以外の地域において表示し、又は設置する場合

表示面積は、表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の5分の1以内であること。ただし、その平面の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。

別表第2（第10条関係）

（一部改正〔平成24年規則37号〕）

1 共通基準

- (1) 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- (2) 著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥離していないものであること。
- (3) 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- (4) 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- (5) 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- (6) 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- (7) 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものではないこと。
- (8) 高速自動車国道第一東海自動車道及び高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（トンネルの区間を除く。）から200メートル以内の区域にあつては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

2 個別基準

(1) 条例第5条の許可に係る基準

広告物等の種類		第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合	第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合
広告塔、野立てのもの、 広告板、その他これらに類するもの	条例第6条第2項第1号又は第2号に規定するもの	(1) 高さは、広告塔にあつては地上15メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。 (2) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面につき30平方メートル以内とする。	
	上記以外のもの	(1) (2)以外のもの ア 高さは、地上5メートル	(1) (2)以外のもの ア 高さは、地上5メートル

		<p>以下であること。</p> <p>イ 表示面積は、1面につき5平方メートル以内で、1個当たりの合計は、10平方メートル以内であること。ただし、5以上の者が協同で表示し、又は設置する場合にあっては、1面につき15平方メートル以内で、1個当たりの合計は、30平方メートル以内とする。</p> <p>(2) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1号の標識道路法（昭和27年法律第180号）第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。</p>	<p>以下であること。</p> <p>イ 表示面積は、1面につき7平方メートル以内で、1個当たりの合計は、14平方メートル以内であること。ただし、3以上の者が協同で表示し、又は設置する場合にあっては、1面につき15平方メートル以内で、1個当たりの合計は、30平方メートル以内とする。</p> <p>(2) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1号の標識道路法（昭和27年法律第180号）第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。</p>
建築物	屋上に設置するもの	<p>(1) 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、7メートル以下であること。</p> <p>(2) 建築物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>(3) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。</p>	<p>(1) 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、10メートル以下であること。</p> <p>(2) 建築物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>(3) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。</p>
	壁面から突き出すもの	<p>(1) 表示面積は、1面につき20平方メートル以内とし、外壁からの出幅は、1.5メー</p>	<p>(1) 外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。</p> <p>(2) 下端は、歩道と車道の区</p>

		<p>トル以下であること。</p> <p>(2) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(3) 上端は、壁面を越えないものであること。</p>	<p>別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(3) 上端は、壁面を越えないものであること。</p>
壁面を利用するもの	<p>(1) 壁面の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(2) 壁面の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面面積の10分の1以内であること。ただし、壁面面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(3) 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>(4) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>	<p>(1) 1面の表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(2) 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>(3) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>	

<p>工作物等を利用するもの</p>	<p>塀を利用するもの</p>	<p>(1) 塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(2) 塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その塀の面積の10分の1以内であること。ただし、塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(3) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>(1) 1面の表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(2) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
	<p>アーケードに添加するもの</p>	<p>(1) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横1.35メートル以下、幅0.3メートル以下とし、同一街区内においては、同一規格であること。</p> <p>(2) 下端は、地上2.5メートル以上であること。</p>	
	<p>電柱、街灯柱その他これらに類するもの(消火栓標識柱を除く。)を利用</p>	<p>(1) 突き出すもの</p> <p>ア 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。</p> <p>イ 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p>	

	するもの	ウ 個数は、1本につき1個であること。 (2) 巻き付けるもの 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。	
	消火栓標識 柱を利用するもの(つり 下げるもの に限る。)	(1) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。 (2) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地下2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 (3) 個数は、1本につき1個であること。	
貼り紙、 貼り札、 立看板 その他 これら に類す るもの	壁面又は塀を利用 するもの	(1) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。 (2) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。 (3) 壁面を利用する場合にお	(1) 1面の表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。 (2) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。 (3) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。

		<p>いては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(4) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	
その他の広告物等	アドバルーン	表示規格は、縦20メートル以下、横1.5メートル以下で、ロープの長さは、取付箇所から50メートル以下であること。	
	広告幕及び広告網	<p>(1) 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>(2) 壁面又は塀を利用するもの ア 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。 イ 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内</p>	<p>(1) 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>(2) 壁面又は塀を利用するもの ア 1面の表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。 イ 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。 ウ 塀を利用する場合にお</p>

	<p>であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>ウ 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>エ 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>いては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
のぼり	<p>(1) 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。</p> <p>(2) 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、相互の間隔は、5メートル以上であること。</p>	

(2) 条例第6条第4項の許可に係る基準

自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置するもの

ア 共通基準

高速自動車国道第一東海自動車道及び高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（トンネルの区間を除く。）から200メートル以内の区域にあつては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

イ 個別基準

広告物等の種類	第1種特別規制地域において表示し、又は設置する場合	第2種特別規制地域において表示し、又は設置する場合
---------	---------------------------	---------------------------

<p>広告塔、 広告板 その他 これら に類す もの</p>	<p>野立てのもの</p>	<p>(1) 高さは、広告塔にあつては地上10メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。</p> <p>(2) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面につき30平方メートル以内とする。</p>	<p>(1) 高さは、広告塔にあつては地上15メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。</p> <p>(2) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面につき30平方メートル以内とする。</p>
	<p>建築物 屋上に設置するもの</p>	<p>(1) 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、5メートル以下であること。</p> <p>(2) 表示面積の合計は、1面につき30平方メートル以内とする。</p> <p>(3) 建築物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>(4) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。</p>	<p>(1) 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、7メートル以下であること。</p> <p>(2) 表示面積の合計は、1面につき60平方メートル以内とする。</p> <p>(3) 建築物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>(4) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。</p>
	<p>壁面から突き出すもの</p>	<p>(1) 表示面積は、1面につき20平方メートル以内とし、外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。</p> <p>(2) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(3) 上端は、壁面を越えないものであること。</p>	
	<p>壁面を利用するもの</p>	<p>(1) 壁面の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(2) 壁面の1面の面積が300平方メートル以上の場合において</p>	

		<p>ては、表示面積は、その壁面面積の10分の1以内であること。ただし、壁面面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(3) 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>(4) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>
工作物等を利用するもの	塀を利用するもの	<p>(1) 塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(2) 塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その塀の面積の10分の1以内であること。ただし、塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(3) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
	電柱、街灯柱その他これらに類するもの（消火栓標識柱を除く。）を利用するもの	<p>(1) 突き出すもの</p> <p>ア 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。</p> <p>イ 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>ウ 個数は、1本につき1個であること。</p> <p>(2) 巻き付けるもの</p> <p>1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。</p>
	消火栓標識柱の（つり下げられるものに限る。）	<p>(1) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。</p> <p>(2) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(3) 個数は、1本につき1個であること。</p>
貼り紙、	壁面及び塀を利用す	(1) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合

<p>貼り札、立看板 その他 これら に類するもの</p>	<p>るもの</p>	<p>においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(2) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(3) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(4) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
<p>その他の の広告 物等</p>	<p>アドバルーン 広告幕及び広告網</p>	<p>表示規格は、縦20メートル以下、横1.5メートル以下で、ロープの長さは、取付箇所から50メートル以下であること。</p> <p>(1) 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>(2) 壁面又は塀を利用するもの ア 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。 イ 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。 ウ 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出</p>

	<p>ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>エ 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
のぼり	<p>(1) 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。</p> <p>(2) 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、相互の間隔は、5メートル以上であること。</p>

(3) 条例第6条第5項の許可に係る基準

ア 野立てのもの

(ア) (イ) 以外のもの

- a 高さは、地上5メートル以下であること。
- b 表示面積は、1面につき3平方メートル以内で、1個当たりの合計は、6平方メートル以内であること。ただし、5以上の者が協同で表示し、又は設置する場合にあっては、1面につき10平方メートル以内で、1個当たりの合計は、20平方メートル以内とする。

(イ) 道路法施行令第7条第1号の標識

道路法第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。

イ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの（消火栓標識柱を除く。）を利用するもの

(ア) 突き出すもの

- a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。
- b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。
- c 個数は、1本につき1個であること。

(イ) 巻き付けるもの

1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。

ウ 消火栓標識柱を利用するもの（つり下げるものに限る。）

- (ア) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。

(イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。

(ウ) 個数は、1本につき1個であること。

- 3 この表の1及び2の基準に適合しない広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする場合にあつては、これらを表示し、又は設置する特別の必要があり、かつ、良好な景観を形成し、又は風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止する上で支障のないものであること。